



平成30年度
電源Ⅰ 厳気象対応調整力入札募集要綱

平成30年9月3日
中部電力株式会社

目 次

はじめに.....	1
1 適用.....	4
2 厳気象対応調整力の提供.....	4
3 入札実施のスケジュール.....	5
4 募集容量.....	5
5 厳気象対応調整力の提供期間および提供時間.....	6
6 契約電源等および入札の単位.....	6
7 厳気象対応調整力契約電力.....	7
8 入札の条件.....	8
9 主な契約条件.....	12
10 入札価格の算定方法.....	17
11 総合評価方式における評価順位の決定.....	17
12 落札者の決定.....	18
13 応札方法.....	19
14 契約の締結.....	22
15 専用線オンライン指令による信号送受信を可能にするための設備.....	22
16 簡易指令システムによる指令の信号送受信を可能にするための設備.....	23
17 設備要件・運用要件の確認・試験.....	24

別冊 電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約書【標準契約書】

平成30年度電源Ⅰ 厳気象対応調整力入札募集要綱

中部電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者として、10年に1回程度の猛暑時等の需給ひっ迫時に需給バランス調整等を実施するにあたり、一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力について、電力供給の安定性、経済性等の観点から、入札を実施することといたしました。

当社は、この電源Ⅰ 厳気象対応調整力入札募集要綱（以下「入札要綱」といいます。）にもとづいて、電源Ⅰ 厳気象対応調整力入札（以下「入札」といいます。）を実施し、当社に対して電源Ⅰ 厳気象対応調整力（以下「厳気象対応調整力」といいます。）の提供を行う者、およびその契約条件を決定いたします。

はじめに

（1）一般注意事項

- ・入札要綱にもとづき入札書を提出される事業者（以下「応札者」といいます。）は、入札書を作成する際には、入札要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。また、審査過程において効率的な審査ができるように、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- ・応札者は、入札要綱に定める諸条件および『別冊 電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約書【標準契約書】』（以下「厳気象対応調整力契約書」といい、これにもとづく契約を「厳気象対応調整力契約」といいます。）の内容をすべて承認のうえ、当社に入札書を提出してください。
- ・応札者が入札書の提出後に入札辞退を希望する場合は、ただちに書面により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめ了承願います。入札辞退者の入札書は速やかに返却いたします。
- ・厳気象対応調整力契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。
- ・入札案件の審査においては、当社（小売部門・発電部門）が自ら応札する場合においても、入札要綱に定める募集条件や評価方法等にもとづき、公平に取り扱うものといたします。
- ・応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。
- ・応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能ですが、グループ各社が日本国において法人格を有するものといたします。グループで応札する場合には、入札書において参加事業者すべての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社の窓口となる代表事業者を明示してください。この場合は、代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものといたします。
- ・以下のいずれかに該当する関係にある者らによる複数の応札は認めないものといたし

ます。当該関係にある者らが応札を希望する場合は、そのうちの一のみによる応札またはジョイント・ベンチャーとしての応札としてください。

ア 資本関係

(ア) 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社もしくは合同会社をいいます。）の業務を執行する社員、組合の理事またはこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、上記アまたはイと同視しうる関係

- ・ 入札要綱にもとづき評価した結果、当社が厳気象対応調整力契約を締結することを決定した応札者（以下「落札者」といい、当社と厳気象対応調整力契約を締結した落札者を「契約者」といいます。）が第三者と合併、会社分割または厳気象対応調整力契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ当社の承認を受けるものといたします。なお、厳気象対応調整力契約承継の詳細な取扱いについては、厳気象対応調整力契約書を参照してください。
- ・ 入札に係る諸費用、入札書作成に要する費用、厳気象対応調整力契約に係る協議に要する費用等、応札者側で発生する諸費用につきましては、すべて応札者の負担となります。
- ・ 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本文が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともにその和訳を正式な書面として提出してください。
- ・ 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。

(2) 守秘義務

- ・ 応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

(3) 問合せ先

- ・ 入札要綱の内容に関するご質問は、下記の当社ホームページ問合せ専用フォームより受け付けます。なお、審査状況等に関する問合せにはお答えできません。

当社ホームページ問合せ専用フォームURL：

https://www.chuden.jp/a/sys/Inquiry_18417/273444/index.html?li=PC

1 適用

この入札要綱は、平成30年度に当社が実施する入札に適用いたします。

2 厳気象対応調整力の提供

この入札要綱において、厳気象対応調整力の提供とは、対象の発電設備（蓄電設備を含みます。）または負荷設備等（以下「契約電源等」といいます。）について、当社からの指令※にもとづき発電出力の増加または電力使用の抑制（以下「発電等」といいます。）が可能な状態に維持し、当該指令があったときには、それに従い、発電等を行うことをいいます。

※オンライン指令（専用線オンライン指令〔中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的に契約電源等へ発電等を指令すること。〕または簡易指令システムによる指令〔中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、契約者に発電等を指令すること。〕をいいます。）によるものとします。

- (1) 提供期間中の提供時間を通じて、契約電源等を当社からの指令にもとづき発電等が可能な状態に維持していただきます。提供期間および提供時間の詳細は、『5 厳気象対応調整力の提供期間および提供時間』を参照してください。
- (2) 当社の指令に従い、当社が指定する30分ごとの時間帯に、厳気象対応調整力契約電力の発電等を行っていただきます。この場合、当社は、指定する時間帯の始期の3時間（180分）前までで、契約者が応札時に指定する時間※までに、指令するものといたします。

※応札者は、応札時に、当社が発電等を指定する時間帯の始期の何分前（3時間以内）までの指令に応じられるかを指定していただきます。

- (3) 契約電源等の制約等により、提供期間における発電等の回数に上限を設けることを希望される場合には、契約電源等ごとに6回以上で上限回数を設定することができます。ただし、同一の契約電源等をもって、電源Ⅱ周波数調整力契約書【標準契約書】にもとづく契約（以下「電源Ⅱ周波数調整力契約」といいます。）または電源Ⅱ需給バランス調整力契約書【標準契約書】にもとづく契約（以下「電源Ⅱ需給バランス調整力契約」といいます。）を締結している場合は、上限回数を設定することはできません。

3 入札実施のスケジュール

平成30年度の入札は、次のスケジュールで実施いたします。

日程	ステップ
平成30年7月11日(水)	入札実施および入札要綱案の公表
平成30年7月11日(水) ～8月10日(金)	入札要綱案に対する提案募集(RFC:Request for Comments)の受付
平成30年8月13日(月) ～8月31日(金)	提案内容の検討, 入札要綱の確定
平成30年9月3日(月)	入札募集開始
平成30年11月2日(金)	入札募集締切
平成30年11月5日(月) ～12月上旬	落札者の選定
平成30年12月上旬	落札者の決定, 入札結果の公表
平成30年12月上旬～	落札者との厳気象対応調整力契約に係る契約協議

- ・上記スケジュールは、必要に応じて変更する場合があります。その場合は、速やかにお知らせいたします。

4 募集容量

募集容量は、27万7千キロワットといたします。

- ・募集容量を上回る応募があった場合の落札者の決定方法は、『12 落札者の決定』によります。
- ・応札していただく発電設備等に必要な機能や条件の詳細は、『8 入札の条件』を参照してください。
- ・応札量は、厳気象対応調整力契約電力の値といたします。厳気象対応調整力契約電力の詳細は、『7 厳気象対応調整力契約電力』を参照してください。

5 廠気象対応調整力の提供期間および提供時間

廠気象対応調整力の提供期間は、平成31年7月1日から平成31年9月30日までといたします。ただし、土曜日、日曜日、7月15日、8月12日、8月13日、8月14日、8月15日、9月16日、9月23日は除きます。

廠気象対応調整力の提供時間は、提供期間中の各日午後1時から午後8時までといたします。

- ・ 応札時点で営業運転を開始していない発電設備等、および当社中央給電指令所とのオンライン信号の送受信を開始していない発電設備等の場合、提供期間の始期までに発電設備等の試運転や必要な試験を完了していることが必要です。また、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、提供期間の始期までに必要な工事・試験を完了していることが必要です。

6 契約電源等および入札の単位

契約電源等および入札の単位は、次のとおりといたします。

- ・ 当社は契約電源等ごとに指令を行うものとし、契約電源等は、原則として発電機および需要場所※の単位で設定していただくものといたします。ただし、デマンドレスポンス（需要者が電力の使用を抑制させること。以下「DR」といいます。）を実施できる需要者を集約し、応札者が指定する当該複数の需要場所における需要者の電気の使用を抑制することにより廠気象対応調整力の提供を行う場合には、当該指定の複数の需要場所をまとめて1契約電源等といたします。

※当社託送供給等約款（以下「約款」といいます。）における需要場所を指します。

- ・ 入札は、契約電源等ごとに廠気象対応調整力契約電力を設定して実施していただきます。廠気象対応調整力契約電力の詳細は、『7 廠気象対応調整力契約電力』を参照してください。
- ・ 1事業者が異なる契約電源等をもって複数の入札を行うことは可能ですが、同一の契約電源等をもって複数入札することはできません。
- ・ 廠気象対応調整力契約に応札する契約電源等と同一の契約電源等をもって、電源Ⅰ周波数調整力入札募集および電源Ⅰ需給バランス調整力入札募集に応札することは可能ですが、その場合の取扱いは次のとおりといたします。

(1) 各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札（以下「重複入札」といいます。）する場合

- ・ 電源Ⅰ周波数調整力入札募集または電源Ⅰ需給バランス調整力入札募集の落札者となった場合、廠気象対応調整力入札への応札は取り消すものといたします。

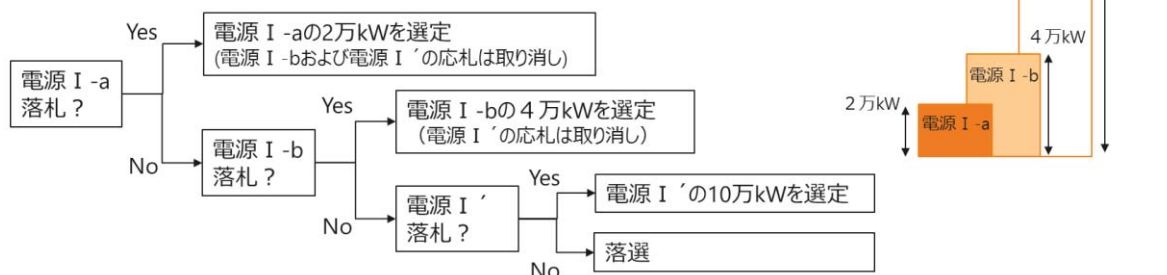
(2) 各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札（以下「複数入札」といいます。）をする場合

- 各調整力においてそれぞれ落札判定を行うものといたします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないように、それぞれの契約電力を設定していただきます。（容量が重複し、『8 入札の条件』を満たしていないと当社が判断した場合、失格とさせていただきます場合があります。）

【参考：手続きイメージ】

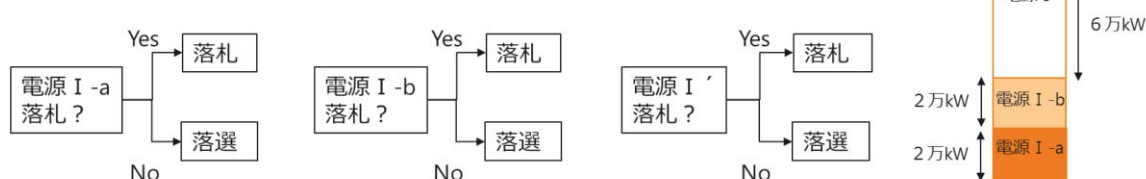
<重複入札>

- 電源 I 周波数調整力（電源 I -a）に 2 万 kW を応札
- 電源 I 需給バランス調整力（電源 I -b）に 4 万 kW を応札
- 電源 I 厳気象対応調整力（電源 I '）に 10 万 kW を応札



<複数入札>

- 電源 I -a に 2 万 kW, 電源 I -b に 2 万 kW, 電源 I ' に 6 万 kW を応札



7 厳気象対応調整力契約電力

厳気象対応調整力契約電力は、当社が契約上使用できる最大容量（キロワット）であり、2 時間の発電等の継続が可能である値といたします。

- 厳気象対応調整力契約電力は、当社が契約上使用できる最大容量（キロワット）で、2 時間の発電等の継続が可能である値とし、1,000 キロワット以上、1 キロワット単位で契約電源等ごとに応札者に設定していただきます。
- 厳気象対応調整力契約電力は、送電端の値といたします。
- 負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合には、約款で定める損失率を考慮した値といたします。

8 入札の条件

応札者は、以下の要件をすべて満たすことを入札の条件といたします。
以下の要件を満たしていないと当社が判断した場合、失格とさせていただきます。

(1) 上限価格

- ・当社からの指令にもとづき契約電源等が発電等を行うか否かに関わらず生じる費用にもとづく価格（以下「容量価格」といいます。）を厳気象対応調整力契約電力で除した値（円／キロワット）が、当社が定める上限価格以下となる必要があります。なお、上限価格は公表いたしません。

(2) 対象発電設備等

- ・当社系統に連系する発電設備等（地域間連系線を経由して当社系統に接続するものを除きます。）といたします。
- ・使用する燃料等については特に指定いたしません。提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。
- ・応札時点で営業運転を開始していない発電設備等、および当社中央給電指令所とのオンライン信号の送受信を開始していない発電設備等の場合、提供期間開始までに発電設備等の試運転や必要な試験を完了している必要があります。
- ・発電設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合、契約電源等が約款にもとづく発電量調整供給契約の対象電源である必要があります。

(3) 発電設備等の機能

- ・応札していただく発電設備等は当社の指令を送受信する機能を具備している必要があります。

ア 専用線オンライン指令の場合

- ・需給バランス調整に必要な以下の信号を送受信する機能を具備している必要があります。

(ア) 受信信号

- ・調整実施（調整実施指令信号）

※当社からの発電等指令（接点信号）を受信していただきます。

※当社から復帰指令の信号を送信することは想定しておりません。

(イ) 送信信号

- ・調整実施了解（調整実施了解信号）

※当社からの受信信号に対する打ち返し信号を送信していただきます。

- ・当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(J E S C Z 0 0 0 4 (2 0 1 6)) への準拠が必要となります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

イ 簡易指令システムによる指令の場合

- ・需給バランス調整に必要な以下の信号を送受信する機能を具備していることが必要です。当該機能については電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン Ver1.1」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。
- ・通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠します。
- ・OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile (Rev1.0) およびデマンドレスポンス・インタフェース仕様書第 1.1 版を参照してください。
- ・なお、電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する設備（または需要家）から供出される電力の合計が 1 0 0 万キロワット以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割する等）していただく必要があります。

(ア) 受信信号（調整実施）

a 調整実施指令信号

当社からの発電等出力の増加を受信していただきます。

b 調整実施指令変更信号

当社からの発電等出力の増加指令の変更を受信していただきます。

c 調整実施取消信号

当社からの発電等出力の増加指令の取消を受信していただきます。

(イ) 送信信号（調整実施可否）

調整実施可否信号

当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。

(4) 発電設備等の運用

ア 発電等の実施

- ・当社の指令に従い、当社が指定する 3 0 分ごとの時間帯に、厳気象対応調整力契約電力の発電等が可能であることが必要です。なお、当社は、指定する時間帯の始期

の3時間（180分）前までで、契約者が応札時に指定する時間※までに、指令するものといたします。

※応札者は、応札時に、当社が発電等を指定する時間帯の始期の何分前（3時間以内）までの指令に応じられるかを指定していただきます。

- ・契約電源等の制約等により、提供期間における発電等の回数に上限を設けることを希望される場合には、契約電源等ごとに6回以上で上限回数を設定することができます。ただし、同一の契約電源等をもって電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結する場合は、上限回数を設定することはできません。
- ・当社は、契約者と別途協議のうえ、10年に1回程度の猛暑時等の需給ひっ迫時における需給バランス調整の実施に加え、需給コストの低減を目的（当社の供給区域以外を含みます。）とした指令を行う場合があります。
- ・当社からの指令は、1日に1回を基本とします。なお、別途協議のうえ、1日に複数回の指令を行う場合があります。

イ 発電等の継続時間

- ・当社の指令に応じた発電等の継続が、2時間にわたり可能であることが必要です。

ウ 発電計画等の提出

- ・当社の求めに応じて契約電源等の発電計画値や発電可能電力、発電可能電力量、その他の運用制約等を提出していただきます。（負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合は、供給地点ごとの需要抑制計画値等を求めることがあります。）
- ・系統安定上の制約で契約電源等の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

エ 発電設備等の定期点検、補修作業期間

- ・提供時間において、常時、当社からの指令に応じていただく必要がありますので、定期点検、補修作業等による停止はできません。

オ 不具合発生時の復旧対応

- ・不具合の発生時には、速やかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

(5) 負荷設備を活用した厳気象対応調整力の提供

- ・負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う者（以下「アグリゲーター」といいます。）は、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

ア アグリゲーターが複数の需要者を束ねて厳気象対応調整力を提供する場合、需要者ごとの調整量が1キロワット以上であり、次のいずれにも該当すること。

（ア）需要者に対して、次の事項を定めた調整計画を適時に策定し、当該計画に従って

適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

a 電力使用の抑制量

b 電力使用抑制の実施頻度および時期

(イ) 調整力の安定かつ適正な提供を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

(ウ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立、実施および維持すること。

(エ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している事業者（小売電気事業者等）が調整力を確保するよう、当該事業者とアグリゲーターとの間または当該事業者と需要者との間で適切な契約等がなされていること。

イ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ウ 調整電力量の算定上、需要場所が約款 3 1（計量）（2）に該当しないこと。

エ 需要者に約款における需要者に関する事項を遵守する旨を承諾させ、これを遵守すること。また、複数のアグリゲーターが同一需要者の負荷設備を活用して応札したときには、その妥当性を確認するため、当該需要者の情報が当社から当該アグリゲーター全員に通知される旨を需要者に承諾させること。

（6）技術的信頼性

- ・ 応札者が発電等実績（アグリゲーターの場合にはDR実績〔DR実証試験による実績を含みます。〕）を有すること、または発電等実績を有する者の技術的支援等により、厳気象対応調整力の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性が確保されていることが必要です。
- ・ (3)で定める設備要件および(4)で定める運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合は、その求めに応じていただきます。
 - ・ 試験成績書の写し等、発電機等の性能を証明する書類等の提出。
 - ・ 当社中央給電指令所からのオンライン指令による性能確認試験の実施。
 - ・ 現地調査および現地試験。
 - ・ その他当社が必要と考える対応。

（7）計量器等の設置

- ・ 提供期間の始期までに必要な計量器等（30分ごとに計量することが可能）が設置されていることが必要です。

（8）厳気象対応調整力契約書の承認

- ・ 厳気象対応調整力契約書をあらかじめ承認していただくことが必要です。
- ・ 落札者は、当社と協議のうえ、厳気象対応調整力契約を締結していただきます。

9 主な契約条件

主な契約条件は次のとおりといたします。

(1) 契約期間

- ・契約期間は、廠気象対応調整力契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。

(2) 目的外利用の禁止

- ・廠気象対応調整力契約における契約電源等の廠気象対応調整力契約電力については、提供時間を通じて、当社の指令に従った発電等および待機をしていただく必要があるため、当社の承諾を得た場合を除き、当社への廠気象対応調整力提供の目的以外に活用してはならないことといたします。

(3) 廠気象対応調整力契約電力料金

- ・契約電源等ごとに、月間料金から停電割戻料金および停止割戻料金を差し引いた金額を、すべての契約電源等につき合計した金額を、廠気象対応調整力契約電力料金として、各料金算定期間（毎月1日から当該月末日まで）の翌月22日までにお支払いいたします。
- ・消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。
- ・契約者が収入課税の場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、収入課税・所得課税のいずれに該当するか、『様式2 応札者の概要』で提示していただきます。事業税相当額の詳細は、『10 入札価格の算定方法』を参照してください。

ア 月間料金

- ・容量価格を3で除した金額といたします。なお、端数は9月分料金で調整いたします。
- ・各料金算定期間の月間料金について、提供期間を通じて合計した金額を提供期間料金といたします。

イ 割戻料金

- ・契約者の設備トラブルや補修等、当社の責めとならない事由で廠気象対応調整力の全部または一部が提供できない場合、次の各割戻料金を算定するものといたします。なお、各割戻料金は翌月分料金に反映する（差し引く）ものといたします。
- ・ゲートクローズまでに、契約者が廠気象対応調整力を提供可能な代替発電機等を提示し、当社が認めた場合は、差替えを行うことが可能であり、差替えを行ったときは、各割戻料金の対象としないことがあります。ただし、当該代替発電機等は、『8 入札の条件』（2）～（4）に合致しており、かつ、当社が事前に当該条件を満たすことを確認していることが必要です。

(ア) 停電割戻料金

- ・当社の指令にもとづく発電等を行うことができなかった（以下「停電」といいます。）場合、料金算定期間中に停電した30分ごとの時間帯（この項において、以下「停電コマ」といいます。）に当該停電コマの未達割合を乗じた値の合計（以下「停電割戻対象コマ」といいます。）を対象に、停電割戻料金を算定するものといたします。

$$\text{停電割戻料金} = \text{提供期間料金} \times \frac{\text{停電割戻対象コマ}}{\text{発電等の回数※1} \times 2 \text{時間} \times 2} \times 1.5$$

- ※1 発電等の回数は、59回といたします。ただし、契約者が6回以上の上限回数を設定している場合はその回数といたします。

$$\text{未達割合}(\%) \text{※3} = \frac{\text{指令値}[\text{厳気象対応調整力契約電力} \div 2] - \text{停電コマにおける調整電力量の実績※2}}{\text{指令値}[\text{厳気象対応調整力契約電力} \div 2]} \times 100$$

- ※2 この場合の「停電コマにおける調整電力量の実績」は、指令値を上限といたします。
- ※3 未達割合(%)は、小数点以下第1位を四捨五入したものといたします。また、算定結果が10%を超過する場合の未達割合(%)は100%といたします。ただし、あらかじめ契約者が当社に申し出を行い、当社が認めた値（以下「申し出により提供可能な厳気象対応調整力」といいます。）がある場合の未達割合(%)は、上記算式によらず、以下の算式により算定するものといたします。

$$\text{未達割合}(\%) = \left[\frac{\text{申し出により提供可能な厳気象対応調整力} \div 2 - \text{停電コマにおける調整電力量の実績※4}}{\text{厳気象対応調整力契約電力} \div 2} + \frac{\text{厳気象対応調整力契約電力} - \text{申し出により提供可能な厳気象対応調整力}}{\text{厳気象対応調整力契約電力}} \right] \times 100$$

- ※4 この場合の「停電コマにおける調整電力量の実績」は、「申し出により提供可能な厳気象対応調整力÷2」を上限とし、当該実績が当該値の90%未満となる場合は0といたします。

(イ) 停止割戻料金

- ・あらかじめ当社に通知のうえ、発電等が可能な状態を維持できなかった（以下「停止」といいます。）場合、料金算定期間中の停止日数をもとに算定した修正停止日数の合計（以下「停止割戻対象日数」といいます。修正停止日数は以下の算式により算定された日数といたします。）を対象に、停止割戻料金を算定するものといたします。

$$\text{停止割戻料金} = \text{提供期間料金} \times \frac{\text{停止割戻対象日数}}{59 \text{ 日}}$$

$$\text{修正値} = \frac{\text{停止割戻対象電力（廠気象対応調整力契約電力－当該停止日を通じて提供可能な廠気象対応調整力※）}}{\text{廠気象対応調整力契約電力}}$$

※当該停止日を通じて提供可能な廠気象対応調整力は、あらかじめ契約者が当社に申し出を行い、当社が認めた値といたします。

- ・当社からの指令があった日については、(ア) 停電割戻料金を適用し、停止割戻料金の対象といたしません。
- ・(ア) 停電割戻料金と(イ) 停止割戻料金の合計額は、提供期間料金を上限といたします。

(4) 廠気象対応調整力料金

- ・当社の指令にもとづき発電等を行うことに伴う料金については、廠気象対応調整力料金として、契約電源等ごとに、次のとおりお支払いいたします。

ア 同一の契約電源等をもって電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結している場合

- ・各調整力契約における電力量料金の算定方式に従って算定し、各調整力契約にもとづく電力量料金の支払いにあわせてお支払いいたします。

イ ア以外の場合

- ・契約電源等ごとに、各料金算定期間（毎月1日から当該月末日まで）の翌々月22日までにお支払いいたします。
- ・消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。
- ・事業税相当額は、収入課税の場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、収入課税・所得課税のいずれに該当するか、『様式2 応札者の概要』で提示していただきます。事業税相当額の詳細は、『10 入札価格の算定方法』を参照し

てください。

(ア) 算定単価

- ・契約者は、契約電源等ごとに、当社の指令に応じて発電等を行った場合の増分費用の単価（V1）について、提示していただきます。
- ・上記算定単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としていただき、原則として毎週火曜日12時までに、週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）で、提示していただきます。
- ・なお、上記算定単価の適用期間中に、代替発電機等への差替え、入船トラブル、燃料切替、ユニット効率低下等により当該算定単価の変更が必要となった場合は別途協議のうえ変更することができます。
- ・ただし、V1は応札時に契約者が提示した上限電力量単価を上限といたします。

(イ) 調整電力量

- ・契約電源等が発電設備の場合、契約電源等ごとに、30分ごとの発電実績からゲートクローズ時点の計画値を差し引いた電力量を調整電力量といたします。
- ・契約電源等が負荷設備の場合、契約電源等ごとに、30分ごとの調整力ベースライン※から需要実績を約款で定める損失率で修正した値を差し引いた電力量を調整電力量といたします。

※需要場所における需要者の電気の使用の抑制がなかった場合に想定される電力使用量で、約款で定める損失率で修正した値といたします。調整力ベースラインの設定方法は、約款および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、あらかじめ協議し決定するものといたします（DR実施日の直近5日間〔DR実施当日は含みません。〕のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間〔High 4 of 5〕の需要データを当日調整したものを基本といたします。）。

(ウ) 電力量料金の算定

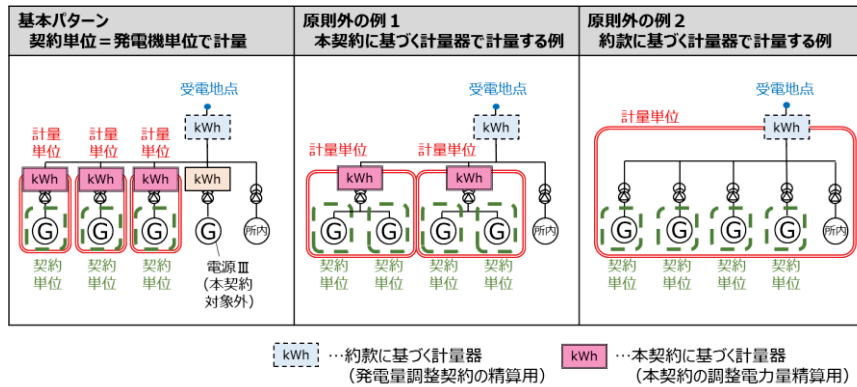
- ・契約電源等ごとに、各調整電力量に各算定単価を乗じた金額を合計して算定いたします。
- ・調整電力量が負の場合には、その30分の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価に調整電力量を乗じた金額を電力量料金から差し引くものといたします。

(5) 計量

- ・廠気象対応調整力料金（電力量料金）の算定に必要な発電実績等は、原則として、契約電源等ごとに取り付けられた記録型計量器により、30分単位で計量いたします。
- ・ただし、同一の契約電源等をもって、電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結する場合、廠気象対応調整力料金（電力量料金）の算定に必要な発電実績等の計量は、各契約にもとづく計量とあわせて、同一の方法にて行います。

(6) 計量器等の設置

- ・ 契約電源等が発電設備の場合、約款にもとづき設置した計量器等とは別に、計量器等の設置が必要となるときは、その費用については契約者に負担していただきます。
- ・ 計量単位の集約を希望する場合は、個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と廠気象対応調整力契約を締結し、かつ、すべての発電機の廠気象対応調整力提供に係る算定単価（V1）が同一であること等が条件になります。



- ・ 契約電源等が負荷設備の場合、約款にもとづき需要者に設置した計量器等が30分ごとに計量することができない計量器等であるときは、当社の負担で取替いたします。

(7) 契約解除

- ・ 廠気象対応調整力契約の当事者は、相手方が廠気象対応調整力契約に定める義務を履行しない場合、相手方に対して、書面によりその履行を催告し、催告後10日を経過しても当該義務が履行されないときは、廠気象対応調整力契約を解除できるものいたします。
- ・ 廠気象対応調整力契約の当事者は、自己の責めに帰すべき事由により廠気象対応調整力契約を解除された場合、相手方に生ずる損害を賠償するものいたします。
- ・ 契約の解除条件および賠償の詳細等は、廠気象対応調整力契約書を参照してください。

(8) その他

- ・ 発電設備の所内消費電力については、契約者自ら調達していただきます。

10 入札価格の算定方法

入札価格は、応札者が以下の方法にて算定し、入札書類として提出するものといたします。

(1) 基本的な考え方

- ・入札価格は、容量価格と当社からの指令にもとづき契約電源等が発電等を行った場合に係る費用にもとづく価格（以下「電力量価格」といいます。）を合計したものを厳気象対応調整力契約電力で除した値（円／キロワット）といたします。
- ・入札価格は、小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位で四捨五入したものといたします。
- ・消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、入札価格に算入しないでください。
- ・事業税相当額の取扱いについては、次の a, b を選択のうえ、『様式2 応札者の概要』で提示していただきます。
 - a 収入課税の場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、入札価格には算入しないでください。
 - b 所得課税の場合、入札価格の中に事業税相当額を含めて算定してください（料金支払い時に事業税相当額を加算はいたしません。）。

※応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。

(2) 電力量価格の算定

- ・電力量価格は、以下の算式のとおり算定してください。

$$\text{電力量価格} = \text{厳気象対応調整力契約電力} \times 3.6 \text{ 時間} \times \text{上限電力量単価}$$

- ・上限電力量単価は、厳気象対応調整力料金算定上、V1の上限となりますのでご注意ください。厳気象対応調整力料金の詳細は、『9 主な契約条件』（4）を参照してください。

11 総合評価方式における評価順位の決定

価格要素および非価格要素をポイント化して評価する総合評価方式により、当社が総合ポイントを算定し、評価順位を決定いたします。

(1) 価格要素ポイントの算出

- ・価格要素ポイントは99点といたします。

- ・ 応札者の中で最も安価な入札価格（以下「基準入札価格」といいます。）を基準として、以下の算式のとおり、算定いたします。

$$\text{価格要素ポイント} = \frac{\text{基準入札価格}}{\text{入札価格}} \times 99 \text{点}$$

（２）非価格要素ポイントの算出

- ・ 非価格要素ポイントは、満点を１点とし、加点項目および加点条件とその配点は、下表のとおりといたします。

+ 1 点：並列時間（指令から並列まで 1 時間未満）

（３）総合ポイントによる評価順位の決定

- ・ 価格要素ポイントと非価格要素ポイントを加算したポイント（以下「総合ポイント」といいます。）の高いものから、順位付けいたします。なお、総合ポイントは、100点を満点といたします。
- ・ 総合ポイントが同ポイントの場合、価格要素ポイントが高い応札者を評価順位の上位といたします。
- ・ 価格要素ポイントおよび非価格要素ポイントの算出の結果、価格要素ポイントが非価格要素ポイントを下回る応札者があった場合には、経済性にもとづく適正な評価を行う観点から、以下の方法により応札者の評価順位を決定いたします。

ア 総合ポイントが最も高い応札者を評価順位 1 位とし、当該応札者を除く応札者において、（１）価格要素ポイントの再算出（基準入札価格の補正）を行い、非価格要素ポイントとの合計を総合ポイントとし、総合ポイントが高い応札者から 2 位以下の評価順位を決定いたします。

イ 基準入札価格の補正後も価格要素ポイントが非価格要素ポイントを下回る応札者があった場合は、基準入札価格の補正を繰り返し、総合ポイントが高い応札者から評価順位を決定いたします。

12 落札者の決定

入札条件に適合する評価順位上位の応札者から応札量を累計し、募集容量に達する応札者までを選定いたします。

（１）落札者の決定

- ・『8 入札の条件』の各項に適合しているかを、当社が入札書をもとに確認いたします。
 - ・当社は、応札者の応札量を、『1 1 総合評価方式における評価順位の決定』にもとづく評価順位が上位のものから累計し、募集容量に達する直前の最後の応札者までを落札者といたします。
 - ・落札者の応札量の累計と募集容量との差分（以下「最終必要量」といいます。）の落札者は、評価順位によらず、応札量が最終必要量以上の案件を対象として以下の方法により決定いたします。
 - ア 応札者の総合ポイントを応札者の応札量で除して最終必要量を乗じた値（以下「修正総合ポイント」といいます。）が最も高い応札者を落札者といたします。
 - イ 応札量は、『様式1』入札申込書』により応札者からあらかじめ提示された一部切り出しが可能な場合の調整契約電力※を考慮いたします。ただし、修正総合ポイント算出上の応札量は最終必要量を下限といたします。
- ※一部切り出しが可能な場合の入札価格（円／キロワット）については、『様式1』入札申込書』により応札者から提示された入札価格（円／キロワット）と同一といたします。
- ・負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合において、複数応札者が同一需要者の負荷設備を活用して応札しているときには、開札後1週間以内に当該応札者全員に対して負荷設備が他の応札者と重複している旨を通知（以下「重複確認通知」といいます。）いたします。当該通知を受けた応札者は、当該通知の翌日から起算して5営業日以内に当該応札における当該需要者の調整力の妥当性（当該需要者が複数の応札者に調整力を提供する場合には、当該応札案件における調整力の妥当性を含みます。）を確認し、その根拠を当社へ回答していただきます。

（2）落札者決定後の手続き

- ・落札者決定後、すべての応札者に結果をお知らせいたします。
- ・落札者は、当社と協議のうえ、厳気象対応調整力契約を締結していただきます。
- ・落札者決定後、当社は最高落札額（円／キロワット）および平均落札額（円／キロワット）を公表いたします。

1 3 応札方法

応札者は、入札書を募集期間内に4部(本書1部・写し3部)提出するようお願いいたします。

（1）入札書の提出

- ア 提出書類：『様式1』入札申込書』および添付書類（次項（2））
- イ 提出方法：提出書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ持参してくだ

さい。

当社は受領証を発行いたします。持参者は本人の印鑑(認印で可)をお持ちください。

ウ 提出場所： 愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー
ネットワーク企画室 設備総合計画グループ
「厳気象対応調整力入札」係

エ 募集期間： 平成30年9月3日(月)～平成30年11月2日(金)

- ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。
- ・提出手続を円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。

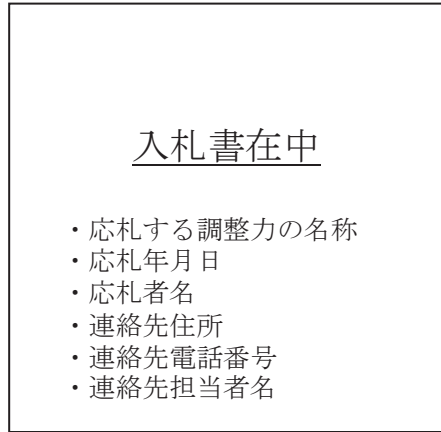
<ご連絡先>

中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー
ネットワーク企画室 設備総合計画グループ
「厳気象対応調整力入札」係

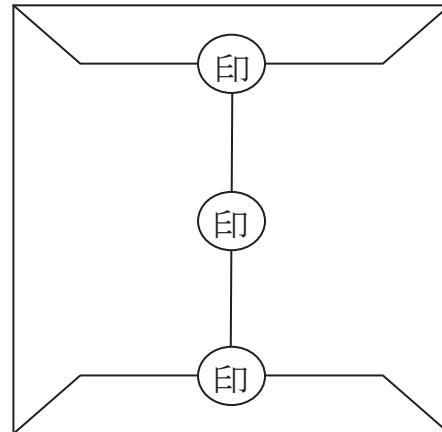
オ 入札を無効とするもの： ・記名捺印のないもの
・提出書類に虚偽の内容があったもの

(厳気象対応調整力契約電力の妥当性が確認できない場合を含みます。複数の応札者が同一の発電設備等を用いて厳気象対応調整力を提供することにより、厳気象対応調整力契約電力の妥当性が確認できない場合、いずれの入札についても無効といたします。) また、重複確認通知の翌日から起算して5営業日以内に回答がない場合、または回答内容から厳気象対応調整力契約電力の妥当性が確認できない場合は、当該応札における当該需要者の調整能力を無効として評価いたしますが、入札書に記載した厳気象対応調整力契約電力は変更できないものといたします。)

- ・入札書を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



(表)



(裏)

※添付書類No. 5 の印鑑証明書と同一の印を押捺してください。

※原則として、「JIS 角形 2 号」封筒を使用してください。

(2) 入札書への添付書類 (様式のあるものは、別添様式に従って作成してください。)

No.

- | | | |
|---|------------------|------|
| 1 | 応札者の概要 | 様式 2 |
| 2 | 発電設備等の仕様 | 様式 3 |
| 3 | 発電設備等の運転実績 | 様式 4 |
| 4 | 運用条件に係る事項 | 様式 5 |
| 5 | 入札書に押捺した印章の印鑑証明書 | |

- ・入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。
- ・添付書類 (No. 1 ~ 5) は、該当しない番号のものがあった場合、「該当しない」旨を明記し、通し番号を記入のうえ、すべてを提出してください。
- ・添付書類 No. 1 に関し、会社概要等のパンフレット等を添付してください。

(3) 入札の辞退

- ・入札後に辞退する場合は、ただちに入札辞退書を提出してください。
- ・入札辞退書に押捺する印は、『様式 1』入札申込書』と同一としてください。

(4) その他留意事項

ア 入札の開札

- ・当社は、入札募集締切日の午後 4 時以降に入札書の開封をいたします。

イ 入札価格の訂正

- ・入札受付後は、原則、入札書類の訂正はできません。

ウ 追加資料提出

- ・当社は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

エ 守秘義務

- ・提出資料および入札を通じて知り得た情報は、当社は入札案件の評価以外の目的で使用いたしません。

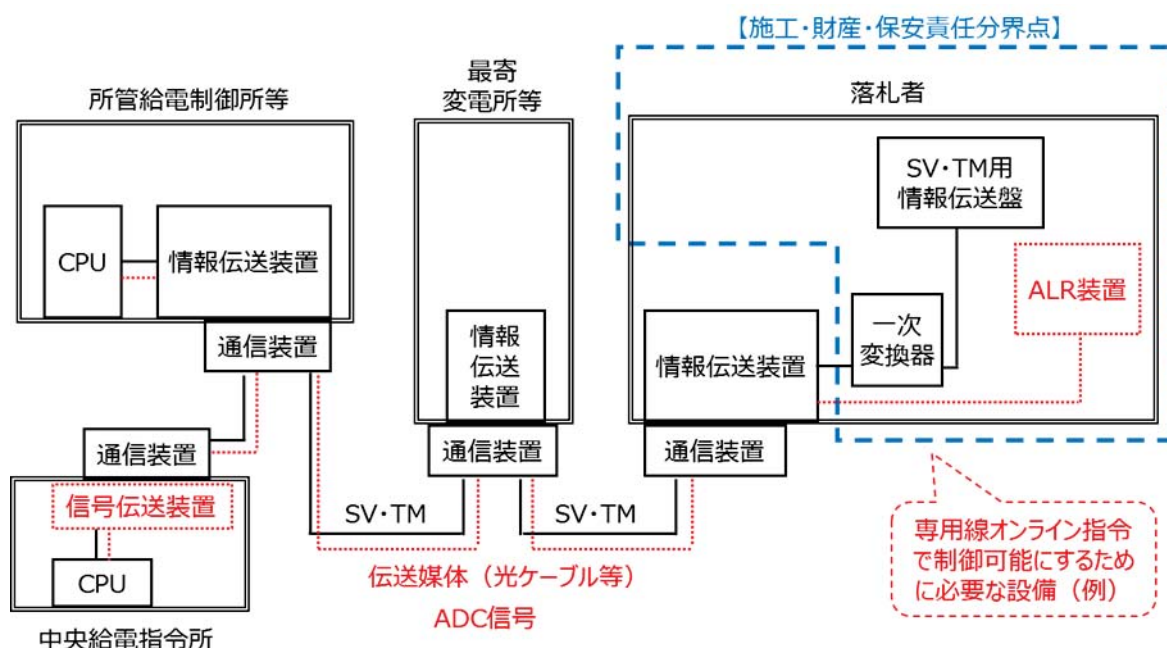
1.4 契約の締結

当社は、落札者との間で、厳気象対応調整力契約を締結いたします。

1.5 専用線オンライン指令による信号送受信を可能にするための設備

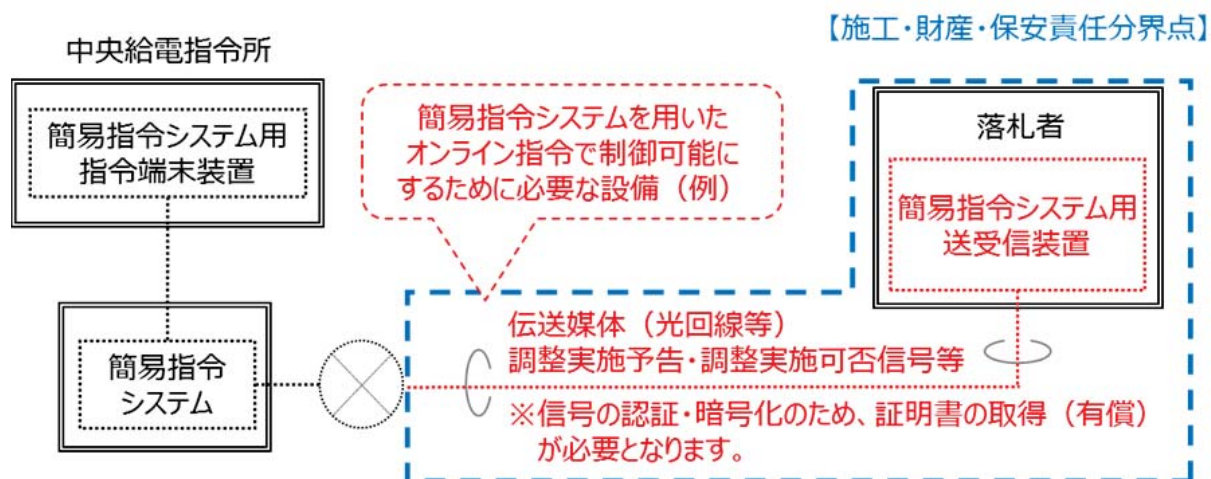
当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令による信号送受信を可能にするための設備等は、契約者の費用負担にて設置いただきます。また、当社中央給電指令所との間で信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例（発電設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合の例）を以下に示しますので参照してください。

費用負担の範囲や負担額、工事の施行区分等、詳細については協議させていただきますので、当社へご相談ください。



16 簡易指令システムによる指令の信号送受信を可能にするための設備

当社中央給電指令所から簡易指令システムによる指令の信号送受信を可能にするための設備等は、契約者の費用負担にて設置いただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。



17 設備要件・運用要件の確認・試験

設備要件，運用要件を満たしていることについて，適宜確認・試験を行います。

機能	確認方法			試験内容（例）
	現地確認	対向試験	書類確認	
制御試験	○			■ 発電等指令に対する調整量の試験を実施。
給電情報自動伝送		○		■ 中央給電指令所との対向試験を実施。
オンライン調整機能		○		■ 中央給電指令所との対向試験を実施。
上記以外で接続技術要件に定める機能			○	■ 発電機の性能を証明する書類等の提出で確認する。

以上



提出様式

平成30年9月3日
中部電力株式会社

目 次

様式 1	入札申込書
様式 2	応札者の概要
様式 3	発電設備等の仕様
様式 4	発電設備等の運転実績
様式 5	運用条件に係る事項

入札申込書

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

勝野 哲 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

中部電力株式会社が公表した「平成30年度電源Ⅰ 廠気象対応調整力入札募集要綱」を承認し、下記のとおり入札いたします。

記

1	発電機等所在地および名称	
2	廠気象対応調整力契約電力 (送電端値)	キワット
3	容 量 価 格	円
4	電 力 量 価 格	円
5	上 限 電 力 量 単 価	1キワットアワーあたり 円 銭
6	入 札 価 格 ({容量価格+電力量価格} ÷ 廠気象対応調整力契約電力)	1キワットあたり 円 銭
7	非 価 格 要 素 評 価	発 動 時 間 点
8	当 社 指 令 の 受 信 方 法	オンライン (専用線オンライン・簡易指令システム)
9	指令受信から発電等までの時間	分
10	提供期間における発電等の上限回数	有 (回) ・ 無
11	重 複 入 札	有 (電源Ⅰ周波数調整力, 電源Ⅰ需給バランス調整力) 無
12	複 数 入 札	有 (電源Ⅰ周波数調整力, 電源Ⅰ需給バランス調整力) 無

(裏面続く)

13 廠気象対応調整力契約電力の一部切り出しが可能な場合の調整契約電力	～	キロワット キロワット
	～	キロワット キロワット
	～	キロワット キロワット
	～	キロワット キロワット
	～	キロワット キロワット
	～	キロワット キロワット
14 計量器の有無	有	・ 申請中

(作成にあたっての留意点)

○押印欄については、代表となる1社の住所、会社名、代表者名を記名・捺印してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

○8, 10～12, 14については、該当する選択肢を○(マル)で囲んでください。

○13については、廠気象対応調整力契約電力の一部での落札を許容する場合に、調整可能な廠気象対応調整力契約電力(「調整契約電力」といいます。)を記載してください。

ここで記載された内容は、入札要綱『12 落札者の決定』(1)にもとづく落札者の選定に活用いたします。

なお、廠気象対応調整力契約電力の一部での落札を許容しない場合には、記載不要です。

○14については、アグリゲーターが契約される場合は、約款に基づく計量器の有(ただし調整力ベースラインの設定ならびに当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。)、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるか該当する選択肢を○(マル)で囲んでください。なお、アグリゲーターが集約する需要家等において1件でも計量器取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を○(マル)で囲んでください。

応札者の概要

会社名	
業種	
本社所在地	
設立年月日	
資本金 (円)	
売上高 (円)	
総資産額 (円)	
従業員数 (人)	
事業税 課税標準	収入課税 ・ 所得課税

(作成にあたっての留意点)

○業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。

○応札主体が、合併会社の場合や落札後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料(パンフレット等)を添付してください。

○資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値(単独決算ベース)を記載してください。なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記載してください。

○応札者が適用する事業税課税標準について、○(マル)で囲んでください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

発電設備等の仕様（火力発電機）

1 発電機の所在地

(1) 住所 _____
 (2) 名称 _____

2 営業運転開始年月日 ____年__月__日

3 使用燃料・貯蔵設備等

(1) 種類 _____
 (2) 発熱量 _____ (J/kl, J/t)
 (3) 燃料貯蔵設備 総容量 _____ (kl, t)
 タンク基数 _____ 基
 備蓄日数 _____ 日分 (100%利用率)
 (4) 燃料調達計画

4 発電機

(1) 種類 (形式) _____
 (2) 定格容量 _____ kVA
 (3) 定格電圧 _____ kV
 (4) 連続運転可能電圧 (定格比) _____ % ~ _____ %
 (5) 定格力率 _____ %
 (6) 周波数 _____ Hz
 (7) 連続運転可能周波数 _____ Hz ~ _____ Hz

5 熱効率 (LHV), 所内率

(1) 発電端熱効率 _____ %
 (2) 送電端熱効率 _____ %
 (3) 所内率 _____ %

(作成にあたっての留意点)

○発電機の性能 (発電機容量等), 当社の指令を送受信する機能 (専用線オンライン指令によることを指定される場合に限り) を証明する書類を添付してください。

○用紙の大きさは, 日本工業規格A3サイズとしてください。

発電設備等の仕様（水力発電機）

1 発電機の所在地

- (1) 住所 _____
(2) 名称 _____

2 営業運転開始年月日 ____年__月__日

3 最大貯水容量 _____ (10³m³)

4 発電機

- (1) 種類（形式） _____
(2) 定格容量 _____ kVA
(3) 定格電圧 _____ kV
(4) 連続運転可能電圧（定格比） _____ % ~ _____ %
(5) 定格力率 _____ %
(6) 周波数 _____ Hz
(7) 連続運転可能周波数 _____ Hz ~ _____ Hz

5 所内率 _____ %

（作成にあたっての留意点）

- 発電機の性能（発電機容量等）、当社の指令を送受信する機能（専用線オンライン指令によることを指定される場合に限り、）を証明する書類を添付してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。

発電設備等の仕様（負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合）

DRを実施する需要者等の一覧

	電源等名称	住所	需要者	供給地点特定番号	最大供出電力 (kW)	電源等種別	具体的供出方法	契約者からの指示手段
①						電源・需要抑制		
	電源設備または 負荷設備の仕様							
	一般送配電事業者以外に、需要抑制により生じる 供給力を提供するか否か	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者への提供のみを実施する 一般送配電事業者以外の小売電気事業者へも提供する 			計量器の有無	有 ・ 申請中		
②						電源・需要抑制		
	電源設備または 負荷設備の仕様							
	一般送配電事業者以外に、需要抑制により生じる 供給力を提供するか否か	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者への提供のみを実施する 一般送配電事業者以外の小売電気事業者へも提供する 			計量器の有無	有 ・ 申請中		

（作成にあたっての留意点）

- 契約電力を変更しないことを前提に落札候補者選定後の需要家の追加、差し替えは可能とします。
- 「一般送配電事業者以外に、需要抑制により生じる供給力を提供するか否か」では、該当する選択肢を○（マル）で囲んでください。
- 「電源等種別」では、該当する選択肢を○（マル）で囲んでください。また、「電源」の場合、発電設備の基本仕様、起動カーブ、提供期間における発電余力が分かる書類を添付してください。
- 「計量器の有無」では、約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを「申請中」のいずれか一方を○（マル）で囲んでください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。

発電設備等の運転実績

- 1 廠気象対応調整力を提供する発電機等の運転実績（前年度）について記載してください。（DRを活用して応札される場合、当社との瞬時調整契約の実績、過年度の調整力契約実績、DR実証事業などへの参画実績等を記載してください。）

発電所等名	
定格出力	キロワット
営業使用開始年月	昭和・平成 年 月
運転年数	年 ヶ月（平成30年3月末時点）
総発電電力量	キロワット時（平成30年3月末時点）
設備利用率※	約 %

※DRを活用して応札される場合は記載不要です。

- 2 主要な設備の定期点検の実績について記載してください。

（作成にあたっての留意点）

- 記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

運用条件に係る事項

運 転 管 理 体 制	※当社からの指令に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記載してください。
給電指令対応システム	※当社からの指令に対応するためのシステム概要について記載してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。DRを活用して応札される場合、アグリゲーターが当社からの指令を受信し、個別需要者等への指令を行うまでの方法も含めて記載してください。）
そ の 他	※その他特記すべき運用条件等がありましたら、記載してください。

（作成にあたっての留意点）

- 記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。



《 お問い合わせ 》

中部電力株式会社

電力ネットワークカンパニー

ネットワーク企画室 設備総合計画グループ

「電源 I '厳気象対応調整力入札」係

〒461-8680 愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

e-mail : Chouseiryoku.Toiwase@chuden.co.jp

【入札募集の専用ウェブページ】

<http://www.chuden.co.jp/corporate/chouseiryoku/index.html>